

ひとり親家庭等医療費助成制度について

青森市では、本市に住所を有する国民健康保険・社会保険などに加入しているひとり親家庭等に対し、医療費（保険診療の自己負担額）を助成します。

〔ひとり親家庭等の児童〕・・・0歳～18歳（18歳到達後の3月31日まで）の未婚の者

- 1 対象者：・ひとり親家庭の父又は母及び児童
 ・父母のいない児童
 ・父又は母が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない父又は母及び児童
- 2 助成内容：通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額（ただし、高額療養費や付加給付金を除く）

※ 父又は母は、医療機関ごとに1か月につき1,000円まで（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円まで）自己負担があります。

- 3 保護者、扶養義務者の所得限度額（下表に定める額を超えるかたは非該当となります）

※ 1月～7月に申請する場合は前々年の所得及び前々年の12月31日現在の扶養人数、
 8～12月に申請する場合は前年の所得及び前年の12月31日現在の扶養人数で判定されます。

扶養の人数	対象所得限度額		所得から控除できるもの
	父、母又は養育者	配偶者及び扶養義務者	〇一律8万円 【該当がある場合】
0人	2,342,000円	6,216,000円	・給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限り）を有する場合は、10万円
1人	2,722,000円	6,465,000円	・医療費控除・小規模企業共済掛金控除・雑損控除・配偶者特別控除に該当する額
2人	3,102,000円	6,678,000円	・障害者控除1人につき27万円
3人	3,482,000円	6,891,000円	・特別障害者控除1人につき40万円
4人	3,862,000円	7,104,000円	・勤労学生控除27万円
			・寡婦控除27万円
			・ひとり親控除35万円
扶養人数が1人増すごと	38万円を加算した額	21万3千円を加算した額	※ 老人扶養親族、特定扶養親族等については、保護者又は養育者と配偶者及び扶養義務者で所得限度額に加算となる金額が異なるためお尋ねください。

- 4 申請に必要なもの：医療保険の被保険者又は被扶養者であることを証するもの・
 父、母又は養育者名義の通帳
 転入されたかたは所得課税証明書、戸籍謄本（離婚の場合は離婚年月日の記載のあるもの）
 （4月～7月に申請：前年度分、8月～3月に申請：今年度分）

資 格 の 認 定 を 受 け る に は 申 請 が 必 要 で す。

※ 今回、所得限度額を超えたため、該当しなかったかたへ
 毎年8月1日を基準日とし、受給資格の更新を行います。毎年7月以降、前年の所得をご確認のうえ、新規申請をしてください。

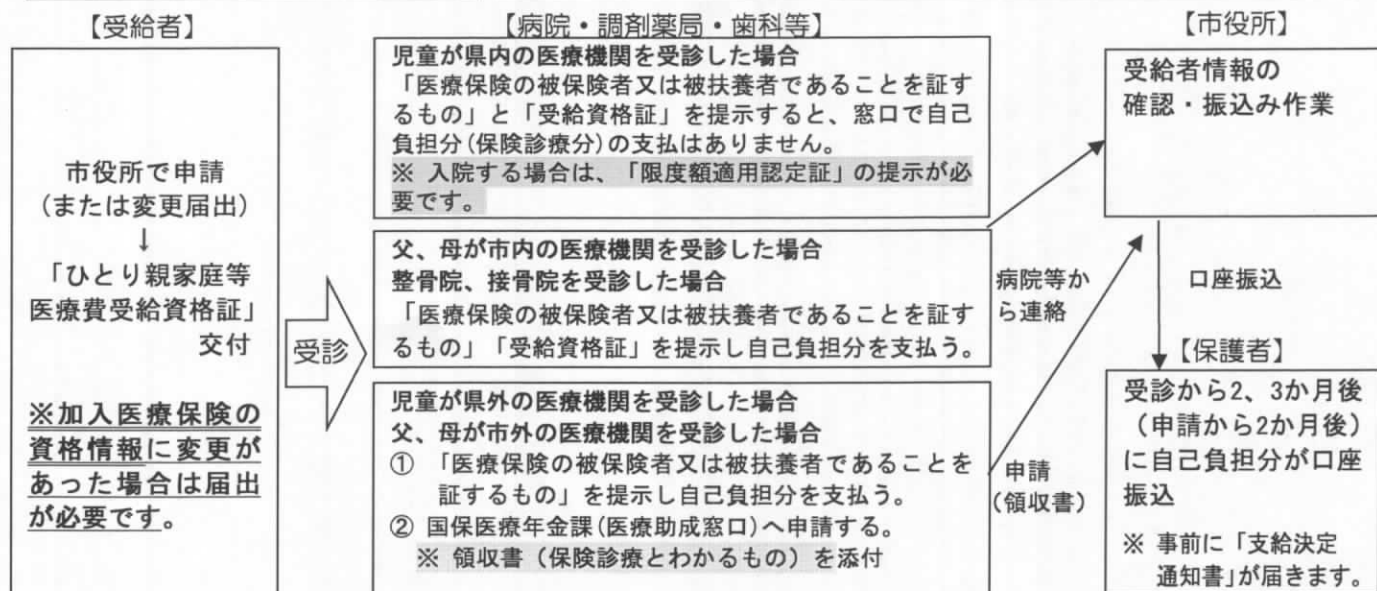
【問合せ先】

- ・〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎（アウガ）1F 窓口⑩番
 税務部 国保医療年金課 医療助成チーム TEL 017-734-5345
- ・〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
 浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム TEL 0172-62-1153

医療費の助成対象者と助成内容

- 0歳～18歳(18歳到達後の3月31日まで)の未婚の児童を養育しているひとり親家庭等の父又は母及び児童
- ・児童・・・保険適用の自己負担分
 - ・父又は母・・・保険適用の自己負担分のうち、**医療機関ごとに、1か月につき1,000円を超えた額(処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額)**

医療費の助成金が支払われるまで ※令和6年10月診療分から高校生等も現物給付(窓口負担なし)となります。



こ 注 意

- 受給資格証は必ず医療機関にご提示ください。(提示しない場合は、後日、申請手続が必要となります。)
- ※ マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合でも、青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証の持参が必要となりますのでご注意ください。その他様々な助成制度(子ども医療費助成、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療費助成等)を利用する場合も同様に、それぞれの受給者証等が必要です。
- マイナ保険証の利用登録をしていないかた等は、入院時には「限度額適用認定証」を必ず医療機関にご提示ください。(限度額適用認定証については、ご加入の保険者へお問い合わせください。)
- 結婚(事実婚も含む)した場合は、資格喪失となりますので届出をお願いします。
- 加入医療保険の種類や番号、転居、転出、振込先口座などに変更があった場合は必ず届出をお願いします。
- 障がいの程度変更や養子縁組などをした場合は届出をお願いします。
- 高額療養費制度に該当する医療費や健康保険からの付加給付金がある場合は加入健康保険からの支給となります。(手続が必要となる場合がありますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。)
- 健診・予防接種・非紹介患者初診料など保険適用外のもの、入院時の食事療養費は対象となりません。

市外等の医療機関を受診された場合 (受給資格者証未提示や県立つくしが丘病院・国立青森病院も含む)

国保医療年金課又は浪岡振興部健康福祉課(医療助成窓口)での申請が必要です。領収書(保険診療分がわかるもの)、受給資格証を持参のうえ、1か月分をまとめ手続をお願いします。申請書は毎月10日で締切りとなります。

※ 整骨院、接骨院を受診した場合も申請が必要となる場合があります。

※ 請求期限は、医療機関へ自己負担分を支払った日から2年以内です。

※ 郵送の場合は、給付申請書に「領収書(原本)」「受給資格証のコピー」「返信用切手・封筒(領収書の返送を希望する場合)」を添付し、【問合せ先】までお送りください。給付申請書は青森市ホームページからダウンロードできます。

受給資格証の更新について

受給資格は毎年8月1日を基準日とし、自動更新され、保護者及び同居している家族の前年所得が限度額内にあるかたには新しい受給資格証が送付されます。なお、保護者及び同居している家族の所得が確認できない場合は更新ができませんので、所得が無いかたについても所得の申告をお願いします。